

平成28年度静岡県防災会議 会議録

平成28年6月15日(水)
静岡県庁西館4階第1会議室

午後1時30分開会

○司会 お待たせいたしました。

それでは、ただいまから平成28年度静岡県防災会議を開催いたします。

会議に先立ちまして、平成28年熊本地震により犠牲になられた方に対しまして、黙祷をささげます。

皆様、御起立願います。

黙祷。

(黙 祷)

○司会 お直りください。

どうぞ御着席ください。

本日は、お忙しい中、委員の皆様には、御出席をいただき、ありがとうございます。代理出席を含めまして42名の方々に御出席をいただいております。

それでは初めに、会長の川勝平太静岡県知事から御挨拶申し上げます。

○川勝知事 一言御挨拶を申し上げます。

本日は、梅雨空でうっとうしく、また蒸し暑い中を、代表の皆様方、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

この県の防災会議は、この防災にかかわるさまざまな会の中の、最高また最大のものです。先ほどございましたように、4月14日、また16日と、前震、本震という形で震度7が熊本を襲いまして、60名を超す方の命が奪われました。震度7の最初の前震で耐えた家も、大丈夫だと思って戻ったら、翌々日の16日の未明の本震で倒れて、下敷きで犠牲になるという痛ましいことも起こりました。これは1つの教訓であります。

そしてまた、もう5年になりますけれども、平成23年3月11日の東日本大震災では2万人という犠牲者が出たわけでございます。今も苦しんでいらっしゃる方がいらっしゃ

います。特に、この熊本には、皆様方の中でも御支援に行かれた方もいらっしゃるということでございまして、一日も早い復興と、被災された方への心からのお見舞いを申し上げたく存ずる次第でございます。

本県におきましても、東海地震、また南海トラフの巨大地震というものが想定されるということになりまして、防災先進県ではありますけれども、東海地震の想定は、いわゆるマグニチュードでいえば8でございました。しかし、南海トラフというのはマグニチュード9でございますので、この単位が1つ上がるというだけで、破壊力が32倍になるということでもございました。国からのデータをいただきまして、地震・津波対策アクションプログラム2013というのをつくり上げまして、今2016ですから4年目に入っておりますけれども、10年間で、国の想定における10万人の犠牲者というのを、少なくとも8割は減らすということで、今4年目に入っておりますが、既に3割強の予算も施行いたしまして、3万人強の方々を減じた数字というのが今の想定内における犠牲者でございます。それにしましても、7万人前後という状況が、まだ想定されているということでございます。

我々は、ありがたいことに、内陸の新東名が平成24年4月14日に開通いたしました。また、今年の2月13日には豊田東から浜松まで延伸いたしまして、ここでもやはり、命の道としての認識を愛知県の方々も持たれております。平成32年までには、これが全体250kmであります。今のところ200kmであります。厚木のほうまで延伸するというところでございますが、この内陸を新しく開発するというところで、そこで経済成長と、また津波からは少なくとも安全だと。津波に襲われることはないということで、経済成長と危機管理というものを両立させる、そうしたプログラムを始めまして、既に静岡県下35市町のうち33の市町さんたちの御提案がございまして、そこで「内陸のフロンティア」を拓く、また、沿岸都市部のリノベーション、安全を上げる。そしてまた、内陸と沿岸都市部を結ぶ地域連携軸の形成。また内陸地域における新しいライフスタイルの創出といったようなことで取り組んでおりまして、静岡県の内陸部にあった魅力が、また新たに今発揮されつつあり、どなたがお越しになっても、「ここは安全がきちりできている」と。「しかも安心できるところで、きれいなところだ」というふうなことでございます。

そうした中で、私どもは、中央政府の法律の改正、並びに、今般のさまざまな教訓を踏まえまして、改正をせざるを得なくなりまして、今回その静岡県地域防災計画を改正

するということの案を御提出申し上げておりますので、よろしく御審議を賜りたいと存じます。

あわせて、今回の熊本に支援に行かれた方々の、生の現場をごらんになった上での御報告を承るということになっておりますので、それぞれ代表の皆様方、これをしっかりと受けとめていただきまして、防災計画に生かしていただきたいと。私どもは、起こってからどうするかという、その想定のもとに、そう起こらないようにするという、いわゆる事前に防災措置を講じておくという。起こった場合には減災措置をすぐにとれると。こういう精神で、ハードとソフト両方で、ソフト面では自助。これがもう、self helpが何より大切であると。そして共助、公助ということでございまして、こうした精神のもとに、県下370万人の命をしっかりと守ることが我々の使命でございますので、皆様方はその代表として、今日はお集まりいただいております。この時間が有効なものになりますようお願いを申し上げまして、冒頭における私の挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○司会 本日の議長は、会長であります川勝知事が務めます。

それでは知事、よろしくお願いいたします。

○議長（川勝知事） それでは、私が議長を務めまして議事を進めてまいりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

まず、議事に先立ちまして、静岡県防災会議運営要領第7条の規定に基づき、本日の議事録署名人を御指名申し上げます。静岡労働局 野村栄一委員、中部電力株式会社静岡支店 伊出俊一郎委員の御両名を御指名申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第に従い、協議事項から進めてまいります。

まず、静岡県地域防災計画の修正につきまして、事務局から説明してください。

○危機政策課長 危機政策課長の杉浦と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、地域防災計画の修正につきまして、関係する資料は、資料1及び2をごらんいただき、資料1のほうを使って説明させていただきます。資料1でございます。ごらんください。

今回の地域防災計画の変更点は、1ページの四角で囲いましたとおり、主に3点でございます。1点目は、法律の改正・防災基本計画の修正等に伴うものです。2点目が、県が策定した防災に関する各種計画等を反映させるために修正するものです。3点目は、

その他の時点修正等で、組織改編等に伴う修正でございます。

1点目の修正事項では、(1)に記載のとおり、水防法や下水道法の改正に伴う修正や、(2)に記載のとおり、活動火山対策特別措置法の改正等に伴う修正、(3)に記載のとおり、廃棄物処理法の改正に伴う改正などがございます。

2点目の修正項目は、(1)に記載のとおり、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画をこの3月に策定しましたので、この内容について、地域防災計画に反映すべきものについて記載したこと。(2)に記載のとおり、津波災害警戒区域(イエローゾーン)の指定に伴う修正などがございます。

3点目の修正事項は、組織改編やレベル1の津波モデルの追加などに伴う修正です。具体的な修正項目については、2ページ以降で説明します。

2ページをごらんいただきたいと思います。

表の一番右の列には新旧対照表のページを記載しておりますので、こちらは後ほど確認していただければと思います。

まず、1の法律の改正・防災基本計画の修正等の反映です。

(1)水防法・下水道法の改正に伴う修正ですが、a「共通対策の巻」に、ライフライン事業者等が平常時から応援体制や資機材の整備に努めることや、応急措置を講じておくよう規定したものです。

b「風水害対策の巻」には、河川管理者や県・市町は、洪水、内水氾濫、高潮について、それぞれ最大規模を想定して浸水想定区域を定めるとともに、浸水継続時間や想定時間等を公表することなどを明記したものでございます。また、区域内の要配慮者について、洪水予報等の伝達、その他避難に関する注意事項を定めるよう修正いたしました。

(2)活動火山対策特別措置法の改正等に伴う修正ですが、a「火山対策の巻」の、まず伊豆東部火山群でございます。伊東市及び伊豆市が活火山法の火山災害警戒区域に指定されたことと、3ページの上段をごらんいただき、ここに記載のとおり、新たに火山現象に関する情報等に噴火速報が加わったことを記載したものでございます。

次は、bの富士山の火山災害対策計画でございます。

活火山法に基づく富士山火山防災対策協議会を設立したこと。伊豆東部火山群と同様に、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、小山町などの市町が火山災害警戒区域に指定され、あわせて噴火速報が加わったこと。救助に関する事項として、県は救出活動の総合調整を行うことなどを記載しました。

(3) 廃棄物処理法の改正に伴う修正です。

a 「共通対策の巻」に、これまで地震に伴い発生する廃棄物が洪水等でも発生しますので、共通の対策であるとの認識のもと、この巻にも災害廃棄物処理に関し、県や市町の実施事項として盛り込むこととしたことと、市町に対して、第4次地震被害想定を踏まえた廃棄物の処理計画である災害廃棄物処理計画を策定するよう明記したものでございます。

(4) 土砂災害防止法の改正、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインの改訂等に伴う修正ですが、a 「共通対策の巻」に、市町は住民に対し、災害の種別に応じて適切な避難地に避難することを周知徹底することや、4ページの上段に移りますが、周囲の状況によっては垂直避難を実施すること。防災マップを作成し、住民への理解の促進を図ることを記載しました。

b 「津波対策の巻」に、市町は津波警報発表時の避難の発令基準を設定することを規定したほか、c 「風水害対策の巻」に、市町は、高潮警報等が発表された場合に、直ちに避難指示を発令することや、発令基準の設定、土砂災害の発生時に備え、あらかじめ発令範囲を設定しておくよう記載いたしました。

(5) 最近の災害対応の教訓を踏まえた防災基本計画の修正に伴うものですが、平成26年8月の広島県土砂災害時に、被災者数等の発表に混乱が生じたことの教訓から、県災害対策本部での人的被害の一元的な集約や消防庁への報告を行なうこと。県本部等における活動調整として、県災害対策本部は、防災関係機関調整会議等を開催し、総合的な活動調整を行うことなどを記載しました。

5ページをごらんいただきたいと思います。

航空機の運用調整です。県の災害対策本部が国の現地対策本部と連携して調整すること。また、次の業務継続計画等については、県及び市町で計画を策定し、見直しを行うことや、内閣府が策定した業務継続計画作成ガイド等を踏まえ、あらかじめ定めておくことを記載しました。

次に、2の県が策定した防災に関する各種計画等の反映です。

まず、(1) 「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」の策定に伴う修正です。

a 「災害対策の巻」に、平常時対策として、燃料の確保に当たり、県は、石油連盟と重要施設の燃料供給に必要な情報共有を事前に図ることや、重要施設の管理者は燃料の備蓄に努めること等を記載しました。

災害応急対策では、東海地震に関する受援計画から南海トラフ地震に関する受援計画によるものとしたほか、緊急輸送のため、燃料の確保対策として、緊急輸送車両に対する燃料の優先供給に関する調整等を行うことを記載しました。

そのほか、大規模な広域防災拠点として静岡空港を活用することを記載するとともに、県は、重要施設の燃料の需要を取りまとめ、国に対して供給を要請することを記載しました。

6ページをごらんください。

(2) 津波災害警戒区域（イエローゾーン）の指定に伴う修正でございます。

a 「津波災害対策の巻」に、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域の指定があった市町は、防災計画において、津波に関する情報の収集及び伝達や、避難施設、その他の避難場所及び避難路などを定めておくことを記載しましたほか、要配慮者施設等の避難促進施設の管理者は、津波発生時の避難促進施設の防災体制や利用者の避難誘導などを定めた避難確保計画を作成し、市町長に報告することを記載しました。

最後に、その他の時点修正等でございます。

県の組織改編を踏まえた修正で、県の組織の名称等の変更に伴う修正を行いました。

そのほか、指定公共機関や指定地方行政機関等の名称等の変更がありましたので、その修正を行いました。

静岡県第4次地震被害想定追加資料として、新たなレベル1のモデルである、宝永型地震、安政東海型地震、5地震総合モデルを追加しましたので、そのことを記載しました。

7ページをごらんください。

地震対策緊急整備事業の実施期間の延長等に伴う修正でございます。

地震財特法や地震防災特別措置法に基づく国の財政支援に関する事業費の見直しを実施しましたので、計画事業費を表記のとおり修正したものでございます。

次に、原子力災害対策の巻の改正でございますが、担当をかえて説明いたします。

○原子力安全対策課長 説明者を原子力安全対策課長に交代いたしました。

私のほうからは、資料1の7ページ後段、資料2につきましては80ページ以降の改正点について説明をいたします。

それでは、資料1の7ページ中段をごらんください。

原子力災害対策指針の改正等に伴う、O I Lの判断に関する記載の追加等でございます。O I Lについては記述がございませんが、Operation Intervention Level、「Operation（運用上の）」、「Intervention（介入の）」、「Level（基準）」ということでございます。この際、基準と申しますのは、O I Lの判断に関する記載の追加の修正要旨の中にございます、1時間当たりの空間放射線量率のことでございます。私どもは、こうしている間にも放射線を浴びているわけですが、この放射線の線量の1時間の積算の値が、O I L 1につきましましては、毎時500 μ Svを超えた場合には避難を判断すること。それからO I L 2。これは20 μ Sv/時でございますが、この値を超えたときから起算して、おおむね1日ぐらいは一時移転をするかしないか判断する余裕があるという趣旨でございますが、こちらを記載するという内容の追加でございます。

次に、原子力災害医療体制の見直しについてであります。こちらにつきましては、今まで「被ばく医療体制」という名称でございましたが、国のほうでは、福島を踏まえまして「原子力災害医療体制」ということで体制の名称を変更し、強化していこうという趣旨で、このような名称にし、今まで「三次被ばく医療機関」と言われておりました、千葉県にあります放射線医学研究センター等を「高度被ばく医療センター」というカテゴリーに改め、さらに、その高度被ばく医療センターとして、福島県立医科大学を追加したものであります。さらに、今までなかったカテゴリーとしまして、「原子力災害医療総合支援センター」ということで、こちらの福島県立医科大学が、平素より、静岡県も含めまして、各地域の原子力災害医療の強化に当たるという趣旨で、こちらをつけ加えたものであります。

私からの説明は以上です。

○議長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

御意見もないようですので、静岡県地域防災計画の修正につきましては、原案のとおりとして承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 ありがとうございました。

それでは、原案のとおり承認されたものといたします。

なお、静岡県地域防災計画につきましては、本案により、内閣総理大臣に修正報告す

ることといたします。

続きまして、市町地域防災計画の修正について、事務局から説明してください。

○危機政策課長 市町防災計画の修正について、御説明します。

資料3をごらんいただきたいと思います。

災害対策基本法第42条第5項の規定に基づき、県に対して地域防災計画の修正の報告がありましたのは、表に記載の34市町となっております。なお、未修正の吉田町につきましては、今後速やかに防災会議を開催し、昨年度及び今年度の県の計画修正を踏まえた市町防災計画の見直しを行う予定でございます。

表に記載のとおり、今回報告のあった市町については、全て県の平成27年度地域防災計画の修正を踏まえた修正を実施しております。また、浜岡原子力発電所のUPZ圏内の市町については、原子力災害対策についての修正にも対応しているところでございます。

表の④にございます市町独自の状況につきましては、裏のページにまとめましたので、ごらんいただきたいと思います。

主なものを申し上げますと、河津町では風水害対策編を、松崎町では原子力災害対策編を、伊豆市では津波、風水害、大火災、大事故の巻を新設するといった構成の見直しを実施しております。また、牧之原市が、過去10年の気象情報の分析結果を踏まえた水防組織などの見直しを行い、掛川市では、津波浸水想定区域からの避難のシミュレーションを行った結果を記載するなど、市町独自の分析を踏まえた計画の見直しを行っている例がございます。浜松市では、避難所の不足等に備えて市有施設などを予備避難所として開設することとしており、多くの避難所が損傷した熊本地震の教訓を踏まえ、他の市町にとっても参考となる事例であると考えられます。

なお、法の規定により市町の計画が県の計画に抵触する等の問題がある場合は、防災会議の意見をお伺いした上で市町に助言等を行うこととなっておりますが、今回報告のあった市町の計画については特段の問題はございませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長 はい、ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、御意見・御質問はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

御意見もないようですので、市町地域防災計画の修正につきましては、静岡県防災会

議としては「意見なし」とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。

それでは、そのとおりにさせていただきます。

続きまして、事務局からの報告事項に移ります。なお、質問等は、恐縮ながら最後に一括してお受けいたします。

報告をお願いします。

○危機政策課長 静岡県地震対策推進条例の改正について、御報告いたします。

資料4をごらんいただきたいと思います。

静岡県地震対策推進条例は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、行政とともに県民や事業者等が、それぞれの役割を果たしながら、一丸となって大地震に対応していくことを明らかにしたものであり、平成8年3月に制定いたしました。平成23年3月に発生した東日本大震災や、本年4月に発生した熊本地震は、改めて大地震や津波の脅威を認識させるとともに、地震対策に対する貴重な教訓をもたらしました。これらの教訓を静岡県地震対策推進条例に加える必要があることから、本条例を改正することとし、9月県議会において提出したいと考えております。

資料の2ページをお開きいただきたいと思います。

今回条例の追加を予定しております項目の一覧表でございます。上から順に簡単に説明させていただきます。

まず、災害伝承です。東日本大震災では、過去の津波被害の経験から、高台の集落が被害を免れるなど、過去の災害の伝承が改めて見直されたところであります。本県においても、過去の災害における教訓・伝承を受け継ぎ、県民の防災行動力の向上を図っていくことを規定するものでございます。

次は、消防団の充実強化です。地域防災力の中核は消防団であり、現在さまざまな防災活動が行われているところであります。この消防団を一層充実強化するため、積極的な支援を行うべきことを県の責務として規定するものでございます。

次は、男女共同参画の視点です。避難所等の運営などのさまざまな方針決定の過程などへの女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いに配慮を欠いたり、災害対応の担い手としての女性の力が十分に活かされなかった状況が見られることから、男女共同参画の視点を踏まえた防災上の配慮を規定するものでございます。

次は、帰宅困難者対策です。東日本大震災では、首都圏において515万人にも及ぶ帰宅困難者が発生しました。本県で想定される南海トラフ地震でも、観光客、出張者、通勤者を含む多数の帰宅困難者が見込まれます。一時帰宅の抑制等、必要な措置を講じることを規定するものでございます。

次は、避難勧告の支援です。災害対策基本法の改正により、市町長が避難勧告や指示等を発令する際、知事の助言を求めることができると規定され、あわせて知事には助言が義務づけられました。よって、県は、災害に関する情報提供等の必要な助言を行うことを規定したものでございます。

次は、観光客対策です。大規模災害が起こると、多くの観光客が犠牲となります。観光客は、その地理にも詳しくなく、情報を得る機会も少ないことから、市町や事業者等と連携し、確実な情報提供を図ることを規定するものでございます。

次は、心のケア等の配慮です。避難所生活が長期間にわたる中で、心身の健康の確保等の多様なニーズへの配慮が必要です。被災者の多様なニーズの変化に応じた適切な援護がなされるべきことを規定するものでございます。

次は、避難所の安全対策です。熊本地震では、避難所の天井板が落下し避難所として使用できなくなったところが発生しました。このようなことがないように、安全対策を確保するよう規定するものでございます。

次は、津波避難のための率先した行動です。本県で想定される南海トラフ地震では、早いところで短時間で津波の第一波が来襲し、死者最大10万5,000人のうち約9割が津波によって犠牲になると推計されています。したがって、命を守るには、沿岸部にいる県民の避難行動が不可欠です。よって、県民の責務として、一人一人が津波避難に対する意識の醸成を図ることを規定するものでございます。

次に、防災教育です。釜石の奇跡にあるように、防災教育により多くの命が助かった例がございます。本県においても、みずからの安全を確保するための判断力や行動力の育成、地域の安全のために貢献する心の育成及び防災に関する知識・理解を深める学習等の防災教育を実践することを規定するものでございます。

最後に、復旧・復興です。震災により地域の活力が低下することを防ぐとともに、大規模災害にかかわる復旧・復興段階をも事前に見据えた、安全・安心で魅力ある地域づくりを行う必要がございます。本県では、既に「内陸のフロンティア」を拓く取組を進め、防災・減災と地域成長を両立させた美しく品格のある地域の実現を目指しておりま

す。復興を成功させるためには多くの人々の協力が必要でありますことから、県や県民、事業者が主体的に努力を重ねることを基本的な取り組みとして規定するものでございます。

以上が新規に追加する条項です。

3 ページをごらんください。

②として、現条例の修正項目を記載しており、記載のとおり修正することを考えております。

また、③には、現条例の主な内容を記載しました。細かい説明は割愛させていただきますが、この中で数点、重要な条文について説明します。

第12条をごらんいただきたいと思います。県民の責務として、「県民は、地震による被害を最小限にするため、家屋の耐震診断及び耐震改修、家具固定、食料等の備蓄などの対策を行う」と規定していますが、熊本地震でも通じるところがありますが、自分の命は自分で守る自助の基本をこの条文で規定しております。

また、4 ページをごらんいただきまして、第15条でございます。ごらんください。

第15条では、建築物の所有者は、地震による建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断及び耐震改修を行うよう努めることを規定しており、住宅等の耐震化により命を守ることを求めるものでございます。

このように、自助の基本は、建物の耐震化、家具の固定などでありますので、現条例に規定している事項についても、改めて県民に啓発してまいりたいと考えております。

以上で私からの説明は終わります。

○危機調整監 続きまして、危機調整監の岸谷から、静岡県広域受援計画について説明をさせていただきます。

資料5をごらんください。表裏で1枚ペーパーになっております。

また、後ろのほうに、今回お渡しした資料の中で一番分厚い資料がついていますが、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画の本編という50ページぐらいの資料と、資料編という110ページぐらいの資料があります。それも、今回は細かくは説明しませんが、この成果物の概要について、今回報告をしたいというふうに思います。

まず、要旨でございますが、国の南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画、いわゆる国の応援計画です。これについては、昨年3月に策定され、示されました。静岡県では、南海トラフの地震が発生したときに国が行う応援活動について、

迅速かつ円滑に受け入れて、被災者の援助を行う態勢を速やかに確保すると。こういうことを行うために、南海トラフ地震における広域受援計画を策定いたしまして、公表しております。また、ホームページにも掲載させていただいております。

まず最初に、基本方針を説明させていただきます。

これは、資料の本編をせっかくですのでめくっていただきまして、1ページですね。表紙があって、目次があって、その次に第1章「総則」、1の基本方針となっておりますけれども、(1)に「国は」と書いていますが、(2)に「県、市町及び防災関係機関等は」と書いてありますけれども、その上のところ、10行目ぐらいのところ、「県、市町及び防災関係機関等は、国の応援部隊等と連携した人命救助活動、医療活動を行う」ということで、国の応援を受け入れるだけではなくて、自分たちもみずから一緒になって人命救助活動、命を救う活動をするというのを基本方針として書いております。また、物資とか燃料というのは、基本的には国から提供されるものでありますので、これについては、円滑に被災者にお渡しいたしまして、被災者の支援を行うというのを1つ目の基本方針にしてあります。

2つ目が、県、市町及び防災関係機関は、まずは応援部隊は、緊急輸送ルート、道路が通れないとやってこられません。したがってルートの確保。それから、応援部隊が入ってきたときの活動拠点がないと、また活動に支障を来します。そういったことで、救助活動拠点の開設準備。こういったものを速やかに行うというのを基本方針の2番目として書いております。

3番目、計画の構成であります。大きくは第1章から第6章ということで、国の具体計画に準じた形で書いてありますけれども、1-1章という、この航空運用といいますが、国の具体計画にはこういう分け方をしてありません。本県の特性上、東西に非常に長いこと。真ん中に静岡空港があること。そして首都圏から近いこと。飛行機で1時間ぐらいで応援部隊がやってきてくれるという特性を踏まえると、発災からの経過時間に応じて、いろいろ飛行機でやることは変わってきます。経過時間に応じて重視する航空機の運用や、航空機の数十機、まあ100機は来ないと思いますが、多くの航空機が来ますので、その運用調整のメカニズム。それから応援部隊を受け入れるためのヘリポート。こういったものを準備する必要がありますので記入しております。

第2章については、緊急輸送ルートの確保ということで、先ほど申し上げましたように、まずは緊急輸送ルートのうち、どのルートを重点的に通れるようにするんだという

方針的事項をあらかじめ定めてあります。それから、発災後には速やかに道路の状況を確認しなければいけませんけれども、そういったメカニズムも定めてあります。

第3章は、救助・消火活動等ということで、県や市町、広域応援部隊等による応援部隊をどのように運用するかという調整メカニズム。それから発災後の広域応援部隊の受け入れなどについて書いてあります。

第4章の医療活動につきましては、広域医療搬送。静岡県の外に航空機等によって患者を搬送するというメカニズムが国のほうから示されておりますので、そういったものを県としてやるべき事項を書いてあります。また、発災後の時間経過に応じて、DMATあるいは保健師さん等を県のほうに受け入れるわけですが、その手順についても記載してあります。

第5章の物資調達であります。これは、先ほどと重なりますが、まずは平常時から県民の皆様が物資の備蓄を推進していただくということで、これをまず最初に書かせていただいています。その後、発災直後、県、市町の物資を調達する活動。それから、4日目から想定されていますけれども、国のプッシュ型の物資の提供。これが速やかに対応できるようにという準備事項を書いてあります。

第6章の燃料供給というのは、東海地震の応援計画と違いますが、新たに加わった事項であります。国が主体的に石油を県のほうに供給してまいります。その調整メカニズム。どの機関に優先的に燃料を配分するように県のほうから要請するかといったメカニズムを書いてあります。また、富士山静岡空港では、応援部隊の航空機を主として燃料供給させていただくということを明記してあります。

次のページをごらんください。

今まで、今年の3月までありました東海地震の受援計画があります。それと今回策定いたしました南海トラフの受援計画との大きな変更点ですが、大きく3つあります。

1つは、東海地震に比べまして超広域災害ということで、それへの対応ということで、2つ目に書いてありますが、東海地震に比べ、応援部隊が相対的に減少します。したがって、効果的に応援部隊を運用するための対応策を考えなければいけないということで、これを記載してあります。

その具体的な対応策といいますのは、その箱で囲ってありますが、応援部隊（人的資源）や物的資源を重点投入する地域というのを調整する必要があると。そして応援を要請する。そのためには、被災状況を把握するというのが当然前提であります。2つ

目が、緊急輸送ルートの確保状況、被災状況等を速やかに把握するということを書いてあります。

2つ目が、タイムラインという、時間を追って、いつ誰が何をやるんだということについて明記するようにしました。これは、国の具体計画にも国のタイムラインというのが示されましたので、それに応じた形で、県のほうでもそれを示しています。

具体的には、分厚い資料の3ページをごらんください。本編の3ページです。

先ほど見ていただいた基本方針の次をめくっていただくと、3ページの一番上に、4「発災からの経過時間に応じた県及び市町等の対応」というのが出てまいります。その箱の中に書いてありますが、共通、地震発生後数時間、震度分布、航空偵察、国、応援部隊等から得た情報により県内の被害状況を把握する。必要により、あらかじめ定めてあります応援部隊の応援計画を修正していただくということを要望するという、非常に大事なフェーズがあります。航空機につきましては、数時間以内に活動が始まりますので、それを受け入れることをしなければいけないということを明記してあります。

といったことで、タイムラインということで、72時間以内が命を救うための大事な時間と言われておりますが、それまでの期間何をやる、その後何をやるという形で整理して書いてあります。

3つ目が、航空機の効果的な運用ということで、ちょっと繰り返しになりますが、発災直後から、まずは情報収集で航空機を活用します。その後は、津波等による孤立者の救助といったものが所要が大きくなると思います。また、負傷者が多数発生した場合には、患者搬送等の実施といったことで、航空機の運用が時間を追ってそれぞれ変わってまいります。そういったものについて、独立した章を設けて、必要な事項を書いております。

この計画の作成に当たりまして、関係機関にいろいろと御意見等をいただきまして、御回答をいただきまして、ありがとうございました。

今後の対応ですけれども、とりあえず策定はいたしましたものの、まだまだ実効性の向上という意味で、やるべきことはあると思っています。県の総合防災訓練は今年の9月に予定しています。また、大規模図上訓練は年明けの1月に予定しています。これらの各種訓練や、自衛隊は、今年は南海トラフの地震を想定した訓練を、28年度の統合防災演習ということで、7月5、6、7と1週間ぐらいやります。そういったものの中で、今つくりました受援計画というのを検証してまいりたいというふうに思っております。

(2) 富士山静岡空港を活用した訓練ということで、総合防災訓練は9月4日に空港で予定しています。それから、自衛隊統合防災演習における陸上自衛隊前方支援地域という、いわゆるロジの部隊を展開させる訓練が、7月5日から約1週間、静岡空港で行われる予定であります。また、年明けには、緊急消防援助隊の航空小隊等による航空機受援訓練も予定されています。

説明は以上で終わります。

○原子力安全対策課長 報告者を交代いたします。

それでは私のほうから、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」の策定について報告をいたします。

お手元の資料6。それから本日は、浜岡地域原子力災害広域避難計画全編の冊子。それから、今後私ども県と市町が協力いたしまして一般住民の方に説明していくためにつくりました「原子力防災のしおり」。こちらをあわせてごらんになりながら聞いていただきたいと思っております。

それでは、資料6でございます。

初めに、この広域避難計画の概要についてであります。

1の概要にございますように、国の支援と関係都県の御協力をいただきまして、また関係市町、県内の11市町等と連携いたしまして策定に取り組んだところであり、この3月31日に公表したものでございます。

2の計画の目的、中段の①のところがございますように、放射線からの防護対策の基本となります、避難、一時移転及び屋内退避。これらを迅速・確実に実施するための手段。それから、その際に、②にありますように、住民等の被ばくを可能な限り低減し、安全を確保すること。このための方策について記述したものであります。

ちょっと飛びまして、4で先に、その主要な対策であります避難の方針について説明をいたします。

その4の(1)の①から④にありますように、この計画の避難の対象といたしましては、11市町の住民約94万人全員を対象としております。このことは、イコール原子力災害が起こった場合には常に94万人が避難しなくてはならないということではないのですが、福島事故以来、想定外を想定するという考えのもとから、最大限の人口を含めて考えているものでございます。

次に、②にございますように、その計画対象者全員につきまして、あらかじめ避難先

となる市町村を定めることとしております。これについては後ほど説明をいたします。

しかしながら、計画対象者が多数になりますことから、静岡県内の市町に加えまして、隣接県や東海地方の県に避難先を確保する。

さらに、④でございます。大規模地震との複合災害などで県内市町が避難者を受け入れられない場合には、関東甲信地方や北陸地方の都県にも避難先を確保する。そういった方針で計画が構成されております。

1枚めくっていただきまして、2ページをごらんください。

その結果、避難先1、避難先2とございますが、避難先1というのは原子力災害が単独で発生した場合。避難先2につきましては、前段の④のところにごございましたように、大規模地震との複合災害などで避難先1が利用できない場合の避難先といった形で避難先を整理させていただいております。

ここで課題になっておりますのは、避難先2につきましては、先ほどの方針で市町名まで書くということになっているんですが、現状まだその点について調整中でございます。状況を報告いたしますと、受け入れを予定してござっております12都県。非常に積極的に調整を進めてござっておりますが、やはり受け入れ人数が多数に上ることと、あるいは人間だけでなく車両の置き場の確保等、そういった事務的な調整を今淡々と続けているところでございます。こちらにつきましては、なるべく早く市町名が示せるように努力してまいりたいと思っております。それを今後の取り組みとして報告をさせていただきます。

その関係の内容でございますが、こちらの保存版原子力防災のしおりをちょっとお手にとっていただきたいと思います。

5ページをお開き願います。

先ほどの地域防災計画の改定の点でも御説明いたしました、空間放射線量値に基づく判断、OILについての記載。それから発電所の状況に基づく判断。これは放射性物質の放出前でございますが、こういったときにこういった指示が出るかについてまとめてございます。

また、その右側のページには、主要な防護対策の1つの屋内退避であります。屋内退避をいたしますと、外部に比べまして、そこで浴びる放射線量というのが、木造の建物で約5分の1、RC造につきましては20分の1まで低減されると言われており、非常に有効な対策であります。それをどのように進めるかといったような注意事項。

さらには、1枚めくっていただきまして、7ページ、8ページには、先ほど御報告をいたしました、避難の考え方と避難先についての表示がございます。

最後に、本日お出かけの皆様にお願ひでございます。こちらの冊子の4ページに戻っていただけますでしょうか。

この一番下のところに、「静岡県原子力防災ポータル」ということで、ホームページの御案内がございます。原子力発電所で緊急事態が発生しましたら、私どもが県民の方にはまずお願ひをしたいのは、正しい情報を得て判断して動いていただきたいということでございます。いたずらに避難を急いだりいたしますと、その結果は、かえって交通渋滞を招いたり、相対的な避難の遅れにつながる場合がございます。正しい情報を得て行動していただきたいのですが、その際に、逐次浜岡原子力発電所の状況、あるいは現在の放射線・放射能の状況をお知らせするというで、このポータルサイトをつくっております。本日スマホをお持ちの方は、こちらのQRコードを読み取っていただき、ぜひ皆様のお気に入りの中に入れておいていただき、万が一のときだけではなく、今日現在の放射線測定状況。3ページの下に「環境放射線の監視」ということでモニタリングステーションの写真が載っておりますが、中部電力浜岡原子力発電所周辺の7つのモニタリングステーションも含めまして、県内30カ所の放射線の測定状況が10分毎で更新されております。ぜひ日ごろからそういったことにも関心をお持ちいただき、参考にさせていただけたらと思っております。

私からの報告は以上であります。

○議長 はい、ありがとうございました。

ただいまの3つの報告につきまして、御意見・御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、以上で本日の議事を終了することといたします。

委員の皆様方には、円滑な進行に御協力いただきまして、ありがとうございました。

進行を司会にお返しいたします。

○司会 ありがとうございます。

以上で議事は終了いたしました。今日は、平成28年熊本地震への対応につきまして、各構成機関から御報告をいただき、防災対策の参考とさせていただきたいと考えております。

ここで会場の準備をいたしますので、そのまましばらくお待ちください。

(会 場 準 備)

○司会 済みません。お待たせいたしました。

まず、平成28年熊本地震への対応につきまして、県から報告をお願いします。資料番号は7になります。

○危機政策課長 私からは、本県の熊本地震への対応につきまして、資料7のPowerPoint資料を使って説明させていただきます。

資料7をごらんください。PowerPoint資料の2ページのほうをごらんいただきたいと思います。

熊本地震は、まず4月14日21時26分ごろにマグニチュード6.5の前震が発生し、本県では、同日の21時40分には情報収集体制をとり、情報収集に当たりました。

熊本県とは、平成23年7月に、災害時の相互応援等に関する協定を締結していたため、前震のあった14日の翌日の15日に、被害状況の把握や今後の支援に係る情報収集を行うため、危機管理部の職員2名を熊本県庁に派遣しました。また、同じく15日の11時には、危機管理連絡調整会議を開催し、全庁的な情報共有と連絡体制の確認を行いました。

16日にはマグニチュード7.3の本震がございました。同じ日に熊本県に派遣した情報収集要員を通じ、熊本県から「毛布を送ってほしい」との要請があったため、島田市の御協力をいただきながら、毛布1,000枚を発送しております。

PowerPoint資料の次のページをごらんいただきたいと思います。3ページでございます。

それ以降は、主に人的支援を行っております。2-1の(1)に記載しましたとおり、熊本県への情報収集職員として、延べ15名の職員を派遣しております。熊本県の災害対策本部における情報収集や、知事会等関係機関との調整等を行っております。

また、(2)に記載のとおり、4月18日には、全国知事会の九州地方知事会長から、「静岡県は嘉島町を支援してほしい」との割り当てがございましたので、それ以降、嘉島町に対して、県内の市町と連携し、職員を派遣しております。支援に当たりましては、嘉島町が求める業務に沿った人材を確保し、嘉島町のニーズを十分に勘案し、派遣を行っております。基本的には、県、市町の職員合わせて1回当たり20名程度を1週間ごとに交代して派遣し、これまで延べ150名以上の職員を派遣しております。

PowerPoint資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

そのほかの人的支援としましては、2-2に記載のとおり、くらし・環境部では、建

建築物の応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士、応急仮設住宅の建設に係る建築職員や設備職員を、表の記載のとおり派遣しております。

また、資料の5ページに移りまして、健康福祉部では、保健師の派遣、あるいは心理判定員、経済産業部では林業職員を、交通基盤部では農業土木職員や、6ページに移りまして、土木技術職員を、表の記載のとおり派遣しております。

また、静岡県警ですが、災害派遣の時期に応じた部隊を派遣しておりますが、詳細については、後ほど県警より御報告させていただきます。

PowerPoint資料の7ページをごらんください。

自治体以外の人的支援の状況でございます。

医療救護班として、医療機関の御協力をいただきながら、医師、看護師、薬剤師等、また精神科の医師やソーシャルワーカー等を、薬剤師会からは薬剤師を、表のとおり派遣しております。

8ページに移りまして、さらに社会福祉協議会から、ボランティアのニーズを把握するため職員を派遣し、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会から手話通訳者等を、また有料老人ホームの御協力をいただきながら、介護職員等を表のとおり派遣しております。

今後も、嘉島町等からの要請に基づき、関係機関と連携して、全庁を挙げて支援を実施してまいります。

本県の支援状況は以上のとおりでございます。

○司会 続きまして、委員の皆様からの御報告を、資料8の順番によりお願いいたします。

大変恐縮ではございますが、多くの機関から御報告をいただきたいので、それぞれ3分以内でお願いいたします。

なお、係の者がマイクをお持ちいたしますので、お席で御報告をお願いいたします。

まず、陸上自衛隊第34普通科連隊から報告をお願いいたします。

○白川委員（陸上自衛隊第34普通科連隊） 静岡県を担当します34連隊です。

今回の熊本地震につきましては、私の連隊から約400名。師団の増援を得まして、約500名の人員をもちまして、車両が、重機を含みます約130両で、約10日間。移動も含めまして2週間活動してまいりました。

まず、こちらのスライドで示しておりますのは、時系列に沿った我々の行動の概要ですが、16日に本震を受けまして、実は17日は、連隊にとって大事な記念行事でありましたが、これを朝8時半に中止を決心して、撤収をして次に備えるというような状況であ

りました。15時に、我々の上級部隊である師団から命令を受けまして、約2時間後の17時に先遣の部隊が前進を開始しました。

私は、浜松基地から空自のC-1輸送機で福岡の築城に入りまして、まず主力部隊を円滑に受け入れるということで、私単独で先に現地に入ってまいりました。それで17日、主力につきましては約1,000kmの陸路を、24時間で前進をいたしまして、17日に逐次、私が掌握している情報に基づき、到着した次の日から活動を開始しております。こちらにつきましては別の部隊が実施しておりましたので、主に生活支援を主体に活動してまいりました。

次のページをごらんください。

こちらが、主に活動の概要の実績にあります。給食・給水を実施しました。それから避難支援。避難指示が出た地域において自分で避難できない方々の輸送等といったこともやっております。あるいは、二次災害防止の観点で、民家の瓦れきを除去する。あるいは、雨が非常に多うございましたので、壊れた屋根にブルーシートを張る等の活動を行ってました。

こちらが活動の概要であります。主に我々が活動したのは、阿蘇市の西側に当たります内牧温泉地区というところで活動してまいりました。左上が給水の状況であります。その下が給食支援。それから、右側の監視活動とありますが、当時、非常に暴風雨もあり、阿蘇市は岩の上に火山灰が乗った崩れやすい地域でありましたので、がけ崩れ等を常続的に監視しておりました。右側下が瓦れきの除去の活動状況です。

それから、ニーズの確認ということで、我々は先ほど言いましたように500人活動したんですが、女性隊員を2名しか連れていっておらず、この2名をもちまして、女性を含む避難者のニーズの確認等を実施してまいりました。それから避難支援。病院敷地内の危険な建物がありましたので、約200名ぐらいの患者の皆様を安全なところへ移送するという支援を行いました。左下が屋根のシート張り。それから右側が、先ほど言いました患者の移送等があります。

このような活動を通じまして、これは当然言われておることですが、教訓等として、やっぱり自治体との連携の重要性ということ強く認識したところであります。特に、今回は生活支援が主体でありましたので、被災者の実態把握が全てでありますので、これは自治体側も、なかなか当初は正確には把握し切れません。我々を活用してもらおうということも、この実態把握のために1つ有効な手段であると感じました。

それから、支援物資の適時性ある配布ということで、やはり被災者のニーズというのはもう日に日に、時間ごとによって変わってまいります。それをやはり正しく把握をして、いかにタイムリーに物資を届けていくのかという、そういったことの重要性を感じまして、こちら自治体側は非常に手がいっぱいなところもありますので、これに自衛隊を活用するというのも非常に有効であると、このようなことを感じてまいりました。

以上で発表を終わります。

○司会 ありがとうございます。

次に、経済産業省関東東北産業保安監督部から報告をお願いいたします。

○沖島委員（経済産業省関東東北産業保安監督部） 経済産業省でございます。

私ども関東東北産業保安監督部及び中部近畿産業保安監督部は、経済省の中の地方機関でございます。エリアの電気、ガス、または高圧ガス、LP、火薬、コンビナート、鉱山という多々の産業保安を所管してございます。また、今回のような大規模地震が発生した場合、電気、ガスの被害状況の確認とともに、その供給支障を解消するための業務を遂行いたします。

その中で、簡単に申し上げますと、熊本地震におきまして、電力につきましては、また後ほど東電のパワーグリッド社さん及び中部電力さんのほうから御説明があると思いますが、簡単に御説明しておきますと、16日の本震後の2時時点で、九州電力エリアで最大47万6,600戸が停電してございます。以降、九州電力はもちろんでございますが、電気事業連合会及び電力会社9社が復旧支援に回ってございます。延べ高圧発電機車が110台、そして高所作業車を含むその他車両が195台、そして人員で延べ1,887名が支援に当たってございます。そして、4日後の20日19時に、がけ崩れ等の一部地域を除きまして、高圧配電線への送電を完了し、復電をしているということでございます。

また、17日後の27日、仮設送電を含む送電系統が完成いたしましたので、発電車を順次取り外しつつ、系統に送る復電を行って、そして28日の21時半に関連の系統に送る復電が完了してございます。

都市ガスにつきましては、本震後、10万884戸の供給支障が発生してございます。都市ガスの場合はちょっと違っていて、1軒ずつガス会社さんが家を訪問し、ガス栓をまず閉じるという作業をします。そしてその後に、導管、いわゆるガスを運ぶ道ですが、これの安全確認と修復を実施しつつ、そして全て閉栓したときに、ガスを閉じた後に、安全性が確認されたところで、再度1軒ずつガスを供給するという手間のある作業を実施

いたします。

そのため、時系列に申し上げますと、16日以降、日本ガス協会、ガス会社22社が復旧応援に行っております。そして4月25日には、ピークで約2,700名が派遣されてございまして、西部ガスと合わせて4,641名、移動式ガス発生設備が127台。これを確保しつつ復旧に当たるということで、2日後の18日は中圧導管の復旧を完了。3日後の19日は全栓閉栓を完了。そして以後、逐一復旧に当たるということでございます。

今回、中部及び関東エリアから電力・ガスの各社が支援に回っております。フェリーで福岡、大分、鹿児島に着けて、そこから熊本に入るというプロセスで入っております。今回、比較的道路関係が被害が少なかったところでございますので、容易な復旧ができたということで、静岡県における県の広域受援計画等にも、その道の確保、いわゆる道路確保というのがうたわれてございますので、今後とも、ここには強く留意していく必要があると思います。

あと、現地における混乱した状況を申し上げますと、当初の段階において、県と市町村ですが、いわゆる病院であるとか避難所、福祉施設など、優先的に取り組む重要施設というのが明示できなくて、混乱する状態が生じてございます。いわゆる支援の部隊は来るんだけど、どこが先に持っていけばいいのかということが、当初の段階で混乱しているために、それが示せずにはいたという状態が続いています。1日ぐらいですが。

今回のガスに関しましては、比較的復旧に関しては、15日と驚異的な早いスピードで復旧してございます。平成19年の新潟沖の地震に比べれば、当時42日なんですけど、これはその半分以下で復旧しているというのは、もちろん各社さんの応援もあるわけですが、実はガス導管の耐震化への対応がかなり進んでおりまして、そのために被害が少なかったというのが一因でございます。今後とも、病院や学校と、こういった施設も含めて、いわゆる需要家の資産である経年管というガス管が中に入っておりますので、こういう避難所になるところの経年管の対策というのは非常に重要でございまして、ぜひとも今後とも静岡県と一緒に取り組んでいきたいと思っております。

その他、簡易ガスで9団地、1,919地点ですが、供給支障が生じてございます。これは28日に復旧を完了してございます。

ただですね、当初の段階において、熊本県で、簡易ガス、LP、高圧ガス。これらにつきまして、状況の把握ができませんでした。つまり、現地対策本部で相当混乱したために被害状況が把握できなかったということで、これは国のほうにおいて直接情報を把

握するということを行っています。日ごろからの県及び国における総合調整の重要性というの、今後とも考えなくてはいけないと考えている次第でございます。

以上でございます。

○可児委員代理（国土交通省中部地方整備局） 次に、中部地方整備局でございます。

カラーの、「TEC-FORCE」という、こういった資料がございますので、ごらんください。よろしいでしょうか。A3判でございます。

開いていただきますと、TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による支援活動の概要というところで書いてございます。TEC-FORCEは全国の整備局で組織しておりますが、中部では1,350人が登録されているところでございます。

左のほう、縦になりますが、今回の派遣状況でございますけれども、4月14日の地震発生時には、態勢はとったわけですが、このときは四国と近畿と中国地整が行っております。その後、16日の本震発生以来、中部地方整備局からも順次派遣いたしまして、下にグラフがございますように、ピーク時には四十数名、全体で130人ほど派遣しております。あと、清龍丸という船を持っておりまして、これによる物資支援等で35人を派遣しているといったところでございます。

真ん中辺に九州の地図がございますが、主に西原とか益城町。そういったところを中心に、我々是对応したところでございます。

上に写真がございますが、上にありますのが、これが清龍丸という船での支援でございますけれども、15万Lの水と、あとその他物資等々の補給をしたと。

それから、右側にあります白いバックホー。これがですね、阿蘇大橋のところの人が行方不明になっておるところでございますが、こういったところを無人のバックホーによる探索であるとか、あと、全体的に道路の調査・復旧支援、それから河川、それから土砂災害。そういったものに対する支援であるとか民家の住宅の判定といったようなことをやらせていただいたというところでございます。

右下にございますように、地域では、自衛隊だとか警察とかと連携いたしまして、捜索活動等にも貢献したといったところでございます。

あと、一番左のほうにあります船でございますが、ここでは入浴の支援もしたというようなどころでやったところでございます。

最後に、一番裏側を見ていただきたいんですが、全体でございますけれども、調査結果を、熊本県知事であるとか担当しました市町に活動状況報告といった形で報告いたし

ました。

そして、今回は初めて、東北でもなかったわけなんです、北海道から沖縄まで、全ての整備局のTEC-FORCEが出動したといったところでございまして、真ん中にございますように、内閣総理大臣からも激励をいただいたといったところでございます。

あと、感想でございますが、今回、熊本ということで、非常に限られたところで集中的な支援ができたわけでございますが、南海トラフによる広大な被災エリアを想定しますと、このようなことは非常に困難だと思われま。先ほどからもお話が出ておりますように、各機関が情報を共有して、連携して、戦略を持って効率的に対応することの重要性。そういったものを改めて感じた。そういったところでございます。

以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

次に、国土交通省清水海上保安部から報告をお願いいたします。資料8-3でございます。

○山田委員（国土交通省海上保安庁清水海上保安部） 清水海上保安部長の山田です。海上保安庁の対応について、御説明いたします。

まず、お手元の資料8-3をごらんください。

海上保安庁では、地震発生直後から沿岸部の被害状況調査を行いまして、沿岸部に大きな被害が発生していないことを確認した後は、船艇・航空機等、当庁の機動力を生かし、緊急医療支援やプッシュ型の住民支援を行ってまいりました。発災直後におきましては、各自治体等も混乱している状況下にありますので、当庁に対する情報の提供や活動の要請を受ける前から、みずからが自発的に情報収集を行い、当庁のツールを活用して支援できる活動をこちら側から提案させていただき、支援活動を行っております。

前方のスクリーンをごらんください。

今回の支援活動の内容といたしましては、避難所等への、食料、飲料水等の生活物資の輸送のほか、巡視船を活用した、入浴、給水、携帯充電サービス、被災者へのおにぎりなどの提供を行いました。海上保安庁では、津波被害など、海上あるいは沿岸部で被害がある場合は海上での救助活動などを主体的に行いますが、今回の熊本地震や、昨年の口永良部島噴火、あるいは鬼怒川の氾濫などでもそうですが、状況に応じて、陸上部においても今後とも当庁の機動力を生かし、対応に万全を期してまいりたいと考えております。

海上保安部からは以上です。

○司会 ありがとうございます。

次に、静岡県警察本部から報告をお願いいたします。資料8-4です。

○深澤委員代理（静岡県警察本部） それでは、県警の活動について御報告いたします。

県警察では、4月14日のいわゆる前震を受けまして、災害警備準備室を設置し、情報収集を行ないました。その後、4月16日の本震による被害拡大を受けまして、災害対策室に格上げし、警察庁や熊本県警等と連絡調整を図り、午前6時15分に、広域緊急援助隊警備部隊の第一陣を熊本に向け出発させ、その後、順次広域警察航空隊及び交通部隊を熊本県に派遣しております。

広域緊急援助隊の警備部隊でありますけれども、4月16日から4月20日までの5日間、指揮官以下77人、車両16台を派遣して、南阿蘇村におけます行方不明者の捜索、救出・救助活動を実施しております。この間、4月18日月曜日でありますけれども、南阿蘇村高野台団地の土砂埋没現場におきまして、NPO法人災害救助犬静岡と協力しまして、行方不明者1人を発見・救出しております。

次に、広域緊急援助隊交通部隊でありますけれども、4月23日の土曜日から5月2日の月曜日までの10日間、隊長以下21人、車両13台を派遣し、益城町、大津町、西原村において、主要幹線道路等の交通規制、交通整理及び被災地域における流動警戒を実施しております。また、避難所となっている西原村立河原小学校を慰問しまして、パトカーや白バイの体験乗車等を行い、子供などの被災者の心のケアも図ったところであります。

広域警察航空隊につきましては、4月16日から4月19日までの4日間、要員4人、ヘリコプター1機を派遣し、上空からの情報収集活動を実施しております。

以上であります。

○司会 ありがとうございます。

次に、日本赤十字社静岡県支部から報告をお願いいたします。資料は8-5になります。

○橋本委員（日本赤十字社静岡県支部） 日本赤十字社の静岡県支部でございます。

この8-5の資料は、5月27日現在ということで、若干時点が古いものですから、新しい情報をちょっと織りまぜながら説明したいと思います。

日本赤十字社の全体的な対応といたしましては、救護班を延べ211班派遣いたしました。これは、とりあえず地元の医療機関等の態勢が整いましたので、一応6月2日で終

了したということでございます。益城町の体育館とか南阿蘇村などで活動いたしました。

それから、救援物資の配分でございますけれども、毛布2万枚、ブルーシート1万1,000枚余を配布いたしました。

それから、義援金の募集でございますけれども、これは平成28年度末まで募集してございますけれども、受け付け状況が、新しい情報では、34万6,516件で153億6,724万6,153円。これは6月7日現在でございます。それで、今のは全体ですが、静岡県支部が受け付けした分といたしましては約3,900件ぐらいございまして、金額にして2億7,217万5,392円です。これは6月9日現在です。

それから送金状況、これは被災県の配分委員会のほうへ日赤の本社から送金された金額でございますけれども、これが105億5,952万5,216円。これは6月10日現在でございますけれども、以上が義援金の募集の状況でございます。

あと、避難所に避難されている方の精神的な不安を取り除くといったような心のケアでございますけれども、これは、102人の看護師等の要員を派遣いたしました。これも6月13日で一応活動は終了しております。

それから、その下の病院支援、これは熊本赤十字病院に対する全国の92の日赤病院からの支援でございますけれども、285人ということで、これは6月5日でとりあえず活動を終了してございます。

あと、静岡県支部の対応といたしましては、そこに記載のとおり、4月14日の発災直後に支部に職員が待機いたしまして、4月15日から義援金の募集を開始しました。それから18日には、先遣隊2名を日赤の熊本県支部に派遣いたしまして、翌19日には、浜松赤十字病院の救護班を、7人編成ですけれども、活動期間は20日から22日、3日間活動するというので派遣しました。それから、下のほうに移りまして、5月3日には静岡赤十字病院、これは4日から6日まで活動するというので、1班8人を派遣いたしました。それから6月8日には、心のケア要員、これは伊豆と裾野の赤十字病院ですけれども、そこから派遣いたしました。

裏面をごらんいただきたいと思いますけれども、そこには浜松赤十字病院等の活動の状況があります。一番上のほうが浜松赤十字病院でございますけれども、益城町の体育館あるいは熊本赤十字病院救命センター、それから阿蘇圏域、そういったところで活動いたしました。

それから、静岡赤十字病院につきましては、益城町体育館で、あるいは小学校等の救

護所とか避難所において医療救護・巡回診療等をいたしましたけれども、両病院とも、メインといたしましては、エコノミークラス症候群の予防指導といったものが主な活動でございました。

それから、先ほど申し上げましたけれども、心のケア要員といたしまして2名、福井県支部の要員と合同で5人編成ということで、そのうちの2人を送りました。

それから、県内の病院によります熊本赤十字病院の支援としましては、静岡、引佐、浜松の各赤十字病院から合わせて5名を派遣して、病院を支援したところでございます。以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

次に、西日本電信電話株式会社静岡支店から報告をお願いいたします。

○増田委員代理（西日本電信電話株式会社静岡支店） 西日本電信電話株式会社静岡支店から、御報告のほうをさせていただきたいと思っております。

私ども、ライフライン等の被災としまして、特に113への故障のお申し込み、申請があったのが、4月14日から27日の間に4,708件という故障の御依頼をいただいております。

その中で、静岡としましては、特に宅内の故障修理班7名。それから、あと被災地ですね。避難場所の通信環境の整備ということで3名。それから、あと中継ケーブル。要は、局間を結ぶ光ファイバーケーブルの故障等がありましたので、その応急班ということで、ドローンを使った復旧作業ということで、4名の復旧員を出させていただいております。

現地は、特にNTT西日本グループとしまして対応させていただきまして、特に避難所の通信の確保というところをまず主眼に置きます。設置場所は、45カ所の避難場所について設置をさせていただきました。内容としましては、衛星携帯を25台、それから特別公衆電話を52台、それから特別公衆のWi-Fiを20台ということで設置をさせていただいております。現状は、この避難所はだんだん縮退していますが、現状もNTTとしては継続のほうをさせていただいております。

それから、公衆電話の無料化というのも4月16日から4月29日まで実施をさせていただいております。

それからもう1つ、公衆無線LANの無料開放ということで、NTTグループの「DoSPOT」、それからNTTBP社の無線LANアクセスポイントというのも、5月末まで無

料開放をさせていただいて、皆様のWi-Fi環境を整わせていただいたということでございます。

それからあと、先ほどもお話がありました災害用伝言ダイヤル、いわゆる「171」です。これも4月14日の発災時から開放いたしまして、4月27日までで、「171」は5万9,300件の総アクセス数をいただいております。

それからもう1つ、Webで「災害用伝言板（web171）」というのも回覧させていただきまして、これも4月27日までで11万7,200件という御利用をいただいております。

NTTグループとしましては、何とか皆様の情報通信をまずは確保し、皆さんからのコミュニケーションを十分とって、防災ダイヤルで二次災害の防止とか、皆さんの安全確保というところに努めさせていただきました。

静岡支店からは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

次に、東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社及び中部電力株式会社静岡支店を代表して、中部電力株式会社静岡支店から報告をお願いいたします。資料は8-6です。

○伊出委員（中部電力株式会社静岡支店） 中部電力静岡支店の伊出でございます。電力を代表して御報告いたします。

お手元の資料8-6をごらんいただきたいと思います。

冒頭のところに九州電力の被害状況をまとめてございますが、ここは割愛しまして、中段以降、復旧支援状況について御報告いたします。

4月16日の深夜に発生をいたしました本震によりまして、右下に写真を張っておりますけれども、このように大規模な土砂崩れなどが発生をいたしまして、熊本県阿蘇市、高森町、南阿蘇村に供給しております送電鉄塔の倒壊のおそれなどから送電が停止をされまして、広域に及ぶ大規模な停電が発生をいたしました。

これに対しまして、九州電力殿におかれましては、これらの送電設備の仮復旧までの間、発電機車による応急送電で代用したいということで、全国の電力会社に発電機車の派遣要請がございました。

これを受けまして、私ども中部電力からは、発電機車37台と、延べ511名の応援者。東京電力のほうからは、発電機車5台と延べ99名の応援者の派遣をいたしました。

表にまとめてございますが、このように全国から参集いたしました発電機車合計110台、これに九州電力殿の59台を加えまして、合計169台の発電機車によりまして、この4

日後、4月20日には、一部がけ崩れや道路損壊により復旧が困難な場所を除き、応急送電を完了いたしました。以降、余震も続く中でございますが、発電機車による送電を24時間休みなく継続いたしました。この間、発電燃料の補給、あるいは電圧、電流、周波数などの運転監視につきましても24時間の態勢で継続をいたしました。この後、4月27日には九州電力殿による送電設備の仮復旧が完了いたしましたことから、この発電機車の運転を終了いたしまして、配電線からの切り離しをいたしました。

被災されました地元の皆様から数多くの感謝のお言葉を頂戴しておりますし、私どもとしましても、電気事業者としての責務を果たすことができたというふうに感じております。

資料の裏面に、そのときの一連の写真を添付させていただいておりますので、御参照いただければ幸いです。

今後とも、私ども電力会社といたしましては、災害対応におきましては、行政様を初め、ライフライン企業の皆様と一丸となって早期復旧に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○司会 ありがとうございます。

次に、一般社団法人静岡県トラック協会から報告をお願いいたします。

○窪田委員代理（一般社団法人静岡県トラック協会） 静岡県トラック協会でございます。

お手元の資料のとおりでございますが、県内の自治体等ということでございますが、静岡県さんを初め、静岡市、浜松市、藤枝市、富士宮市、焼津市、牧之原市、御前崎市ほか医療法人からの要請によりまして、熊本市内の物資集積拠点及び依頼先等へ援助物資の緊急輸送を実施をいたしております。発災後となっておりますが、実際は4月16日から始まっておりまして、5月15日までという集計になっております。ここで、大型車12台、中型車4台、合計16台となっておりますが、若干報告が漏れていたものがございまして、大型車12台、中型車5台、合計17台ということで出動しているということで、御訂正をいただきたいと思っております。

物資の輸送の内容でございますけれども、こちらに記載のとおり、毛布、飲料水、アルファ米、トイレットペーパー、簡易トイレ、ブルーシート、その他衛生用品等、これは紙おむつ等いろいろと送ってございます。このような形で緊急物資をさせていただいたということでございます。

以上、御報告させていただきます。

○司会 ありがとうございます。

その他の対応状況といたしまして、資料8の裏面のほうをごらんいただきたいと思えます。

静岡県教育委員会及び公益社団法人静岡県看護協会並びに東海総合通信局から、人的支援等についての御報告をいただいております。また、一般社団法人静岡県LPガス協会及び一般社団法人静岡県地域女性団体連絡協議会並びに静岡鉄道株式会社から、義援金の取り組み等について御報告をいただいております。いずれも、資料8への記載をもって委員からの報告にかえさせていただきますので、後ほど御確認願います。

委員の皆様、貴重な御意見・御報告につきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これまでの熊本地震への対応に関する報告事例に対しまして、御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。

ないようですので、最後に資料9をごらんください。

県では、平成28年5月に静岡県緊急輸送路検討委員会を開催し、静岡県緊急輸送路の見直しを行いましたので、お知らせいたします。

また、そのほかに、本日お手元に、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画本編」及び「資料編」、「浜岡地域原子力災害広域避難計画」、「原子力防災のしおり」、「静岡県の地震・津波対策」これらの冊子をお配りしております。業務の御参考にしていただければ幸いです。

以上をもちまして、本日の予定は全て終了いたしました。

本日はまことにありがとうございました。

午後3時01分閉会

平成 28 年度静岡県防災会議の議事録は、以上のとおり相違ないことを確認する。

平成 28 年 8 月 10 日

(議事録署名人)

委員(厚生労働省静岡労働局)

野村 菜穂

印

委員(中部電力株式会社静岡支店)

伊出 俊一郎

印

